

令和3年11月4日
四国電力株式会社

広島地方裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分申立ての却下について

本日、広島地方裁判所において、伊方発電所3号機の運転差止仮処分の申立てが却下されました。

本件は、広島県などの住民が、伊方発電所3号機の運転差止めを求めて、昨年3月11日に申立てを行ったものです。

当社は、伊方発電所が地震に対する安全性を十分に有していることについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行ってまいりました。

今回の決定は、伊方発電所3号機の安全性が確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

伊方発電所3号機は、四国における安定的かつ低廉な電力供給を支える基幹電源であります。当社といたしましては、今後とも、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全対策に不断の努力を重ねてまいります。

以 上